

論壇

事業承継税制の問題点を検証する



玉越賢治 【麹町】

I. 事業承継税制の成立の経緯

過去20年間に於いて経営者の平均年齢は約52歳から約57歳へと高齢化が進んでいる。また、20年前には後継者の約94%（子息に限れば約80%）が親族だったものが、昨今では約62%（子息に限れば約42%）へと減少している。これらの指標は、全企業数の99・7%、雇用の約7割を占める中小企業に後継者が現れず経営者の年齢が年々上昇していること、更に、親族の中から後継者が現れにくくなっているという現況を示している（注1）。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

これを受けて、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」以下「経営承継円滑化法」という。が成立し、10月（民法の遺留分特例に係る部分は平成21年3月）から施行された。

II. 事業承継税制の概要

1. 相続税の納税猶予制度 非上場会社を経営している被相続人（遺贈者を含む）から相続又は遺贈によりその会社の株式等を取った親族が、その会社の経営を承継する場合、経済産業大臣の認定を受けるこ

2. 贈与税の納税猶予制度 非上場会社の経営者から贈与により取得した議決権等を取った親族が、その会社の経営を承継する場合、経済産業大臣の認定を受けるこ

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

III. 事業承継税制の改正点

1. 平成22年度改正 対象会社に直接又は間接に株式を保有されている特別関係会社が外国会社の場合、対象会社について常時使用従業員数が5人以上であること。 非上場株式の価額から外国会社と一定の医療法人の株式等相当額を除外して納税猶予とされる相続税・贈与税の計算をする。等 平成23年度改正 風俗営業会社等に該当してはならないこととされ

1. 平成22年度改正 対象会社に直接又は間接に株式を保有されている特別関係会社が外国会社の場合、対象会社について常時使用従業員数が5人以上であること。 非上場株式の価額から外国会社と一定の医療法人の株式等相当額を除外して納税猶予とされる相続税・贈与税の計算をする。等 平成23年度改正 風俗営業会社等に該当してはならないこととされ

1. 平成22年度改正 対象会社に直接又は間接に株式を保有されている特別関係会社が外国会社の場合、対象会社について常時使用従業員数が5人以上であること。 非上場株式の価額から外国会社と一定の医療法人の株式等相当額を除外して納税猶予とされる相続税・贈与税の計算をする。等 平成23年度改正 風俗営業会社等に該当してはならないこととされ

1. 平成22年度改正 対象会社に直接又は間接に株式を保有されている特別関係会社が外国会社の場合、対象会社について常時使用従業員数が5人以上であること。 非上場株式の価額から外国会社と一定の医療法人の株式等相当額を除外して納税猶予とされる相続税・贈与税の計算をする。等 平成23年度改正 風俗営業会社等に該当してはならないこととされ

IV. 事業承継税制の課題

事業承継税制の利用件数は、平成23年6月末現在で、事前確認2103件、贈与税の認定96件、相続税の認定297件である。漸増しているものの、中小企業が53・5万社（中小企業から小規模企業を除いた社数）、そのうち3割が黒字企業であるとして約16万社ある状況から考えると利用件数は氷山の一角に過ぎない（注3）。

事業承継税制の利用件数は、平成23年6月末現在で、事前確認2103件、贈与税の認定96件、相続税の認定297件である。漸増しているものの、中小企業が53・5万社（中小企業から小規模企業を除いた社数）、そのうち3割が黒字企業であるとして約16万社ある状況から考えると利用件数は氷山の一角に過ぎない（注3）。

このように親族への円滑な事業承継が困難になっている状況に際して、中小企業庁では、平成17年10月、事業承継に係る知識やノウハウの蓄積・体系化（ガイドラインの策定）及び現行制度に係る課題の抽出を目標として、中小企業基盤整備機構を事務局に「事業承継協議会」を発足させた。

事業承継協議会からは平成18年6月に「事業承継ガイドライン」が公表され、事業承継を進めるための指

1. 相続税の納税猶予制度 非上場会社を経営している被相続人（遺贈者を含む）から相続又は遺贈によりその会社の株式等を取った親族が、その会社の経営を承継する場合、経済産業大臣の認定を受けるこ

2. 贈与税の納税猶予制度 非上場会社の経営者から贈与により取得した議決権等を取った親族が、その会社の経営を承継する場合、経済産業大臣の認定を受けるこ

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件

3. 適用要件 以下の要件を満たす必要がある。 (1) 相続等・贈与前の計画的な取組みについての確認 (2) 被相続人・贈与者の筆頭株主要件（確認時、代表時、死亡時） (3) 後継者の要件 (4) 対象会社の要件 (5) 5年経過後の要件 (6) 5年経過後の要件